

令和6年2月1日の施行日までに特別教育を受講する必要があります

※ テールゲートリフター操作業務従事者対象

「テールゲートリフター特別教育（学科）」のご案内

《陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長野県支部》

令和5年3月28日に、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

テールゲート作業従事者に対し、「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられ、事業者は、令和6年2月1日までに、当該作業従事者に対して、特別教育を行わなければなりません。

（根拠：労働安全衛生規則第36条5の4他 施行：令和6年2月1日）

当支部では、自社にて教育を実施することが困難な事業場のために、特別教育（学科）を実施します。

※この講習受講後に、必ず各事業所において実技教育を実施してください。
未実施の場合は、特別教育を行ったことになりません。

※当講習時に実技教育実施におけるポイントを説明、案内します。

1. 開催日時 令和5年12月18日(月) 10:00～15:00
(受付時間 9:30)

2. 開催場所 松本市勤労者福祉センター 1階 大会議室
松本市中央4丁目7番26号(イオンモール松本の南側の建物)

3. 定員 100名(先着順)
定員次第、締め切りますので、早目の電話予約をお願いします。

4. 内 容

講習内容	時間
・テールゲートリフターに関する知識	90分
・テールゲートリフターによる作業に関する知識	120分
・関係法令	30分

5. 参加費： 会員 8,000円 (定価 8,800円のところ、長野県支部が費用一部を負担します)
非会員： 11,000円
(参加費用にテキスト代を含みます)

6. 申込み方法

① 陸災防事務所あてに、お電話にて受講予約をお願いします。TEL 026-254-5171

② 予約完了後、上記受講料を振り込んで下さい。

振込先：ゆうちょ銀行：店番〇五九：当座〇〇〇五三六八 リクサイボウナガノケンシブ

郵便局からは：口座番号 〇〇五六〇-3-5368 陸災防長野県支部

③ 別紙申込書と、受講料払込みの受領証コピーを陸災防長野県支部まで、郵送して下さい。

郵送先：〒381-8556 長野市南長池 710-3 陸災防長野県支部

④ 予約締め切りは、11月30日(金)までといたします。

※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。

